

重要事項説明書

居宅サービス契約書

利用者氏名：

様

重要事項説明書

(訪問サービス内容説明書)

令和 年 月 日

1. 事業者・事業所の概要

事業者名	医療法人 吉村病院
所在地	福岡市早良区西新3丁目11-27
連絡先	(電話) 092-841-0835 (FAX) 092-841-0838
事業所名	訪問看護ステーションHonu
ステーションコード	1192029
事業所番号	4061192029
所在地	福岡市早良区西新3丁目11番18号 早良コーポ101号
連絡先	(電話) 092-400-3308 (FAX) 092-845-1660

2. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

要介護又は要支援状態にある利用者が、心身の機能の維持回復を目指すとともに、可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を安心して営むことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

主治医の指示のもとで、通院困難かつ医療依存度が高い方に対して、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、要介護状態となることの予防を図り、在宅療養ができるよう適切なサービスの提供に努めます。

3. 職員の職種、員数および職務の内容

	職種	勤務の形態	人数
管理者	看護師	常勤	1人
訪問看護サービス	看護師	常勤	5人
	看護師	非常勤	0人
	理学療法士	非常勤	3人
	作業療法士	非常勤	2人
	言語聴覚士	非常勤	1人

4. 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	月～土曜日 8:30～17:30
休業日	日曜日・祝日（振替休日を含む） 年末年始（12月30日午後～1月3日）

※緊急時の対応の為、24時間体制をとっています。（連絡先:090-4564-2694）

5. 提供するサービスの内容

- ・ 病状、障害の観察
- ・ 清拭、洗髪、入浴等による清潔の保持
- ・ 食事及び排泄等、日常生活の世話
- ・ 療養生活や介護方法の指導
- ・ リハビリテーションの評価、指導、実践
- ・ 認知症患者の看護
- ・ 褥瘡の予防、処置
- ・ カテーテル等の管理
- ・ その他医師の指示による医療処置

6. 利用料金

(1) 利用者負担金

介護保険・医療保険の法定利用料に基づいた金額をご負担いただきます。原則として基本利用料の1割から3割（一定以上の所得のある方）です。（別表添付）

- 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。

※利用者が要介護認定を受けていない場合にサービスを利用されたときは、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂き、要介護認定を受けた後に自己負担金額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、「居宅サービス計画書」が作成されていない場合にも「償還払い」となり、当事業所より「サービス提供証明書」を交付した後、自己負担金額を除く金額が介護保険より支払われます。

- サービス利用の際は、介護保険被保険者証のご提示をお願いいたします。
- 実費については、管理者・スタッフにお尋ね、ご相談下さい。

(2) 交通費

自動車で訪問させていただきます。駐車場の確保をお願いいたします。（駐車料金の請求は致しません）

- 当事業所より5km以内にお住いの方は無料です。
- 当事業所より5km以上は1km毎に100円のご負担をお願いいたします。

(3) その他

- サービスの実施に必要な利用者宅の水道、ガス、電気、電話等の費用はご負担となります。
- 利用料については、法改正や消費税率が、変更となった場合には、自動的に修正されます。その場合には、事前に新しい利用料を書面でお知らせいたします。

(4) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、以下のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の方の病状の急変など、やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無料
利用日前日までに連絡があった場合	利用料自己負担部分の25%
利用日の当日までに連絡があった場合	利用料自己負担部分の50%
連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の100%

(5) お支払方法

利用者負担金は翌月10日頃に請求書をお渡しします。

請求金額は、毎月26日にご指定の金融機関の口座から引き落としとなります。

(土日祝の場合翌営業日にて引落し)

尚口座引落とし手続き完了するまでに2ヶ月程度要します。その間のお支払いについては、現金でお支払いいただくか、下記口座にお振り込みをお願い致します。

7. 通常の事業の実施地域

福岡市

※実施地域外の場合は都度検討します。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の 主治医	医療機関の名称	医療法人 吉村病院		
	氏名	吉村 健史		
	所在地	福岡市早良区西新 3 丁目 11-27		
	電話番号	092-841-0835		
利用者の 緊急連絡先 (ご家族 等)	氏名		続柄	
	住所			
	電話番号			

9. その他運営に関する重要事項

(1) 事故発生時の対応

家族・介護支援専門員・関連機関への報告、対応を迅速に行います。サービスの提供にあたってご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には当院加入保険「賠償責任保険」によりその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。わからない点は大小にかかわらず、お尋ねください。

(2) 苦情・相談窓口

● 当事業所相談窓口

- 窓口責任者： 後藤 里美（管理者）
- 対応時間： 8:30 ～ 17:30（緊急の場合を除く）
- 面接場所： 当事業所の相談室
- 電話番号： TEL 092-400-3308 FAX 092-845-1660

● 公的機関における苦情申し立て窓口

● 福岡市 福祉・介護保険課

東 区福祉・介護保険課	電話 092-645-1069
城南区福祉・介護保険課	電話 092-833-4105
博多区福祉・介護保険課	電話 092-419-1081
早良区福祉・介護保険課	電話 092-833-4355

中央区福祉・介護保険課

電話 092-718-1102

西 区福祉・介護保険課

電話 092-895-7066

南 区福祉・介護保険課

電話 092-559-5125

- 福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話 092-642-7859

10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- (1) 当事業所では、感染予防のため、訪問時に洗面所をお借りして手指洗浄をする場合があります。
- (2) 感染症蔓延予防の為に、使用した手袋やオムツ、医療物品等は、自宅で破棄します。
- (3) 当事業所では、感染予防策を講じ看護事業を実施しておりますが、感染症等の感染リスクをゼロにすることは困難な現状があります。
- (4) 感染予防策を実施したとしても、利用者又はその家族、周囲の方々への感染リスクがあることを承諾いただいた上でのご利用をお願いします。

11・虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために虐待の防止に関する責任者を選定し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- (2) 従業員の虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画）を定期的に行い、研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

12. 事業継続計画について

- 新型インフルエンザ感染症、コロナウィルス感染症等の感染症蔓延時、自然災害発生時等の事業継続計画を別途作成し、運営しています。
- 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. お願い

- サービス提供の際、職員は各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取り扱いは行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
- 訪問職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはご遠慮ください。
- 体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は担当者へご連絡ください。
- 訪問到着時間は、他の利用者の状況や、交通事情などにより前後する場合があります。訪問時刻が当初の予定よりも15分以上前後する場合のみ、電話連絡します。
- 他の利用者の様態が急変したなどの場合、訪問時間を急遽変更する場合があります。
- 実習、見学を目的とした当社社員、学生、有資格者が同行訪問する場合があります。
- トラブル発生時は、複数名で訪問させていただくことや、やり取りを録音させていただくなど、再発防止のための対応を講じます。
- 社会通念上、職員が身の危険、苦痛を感じる可能性のある、以下のような事柄が発生した際は、利用契約の解約等の措置を講じます。

身体的、精神的な暴力	物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、大声、人格否定、部屋の出入り口に立ち続ける、施錠をする など
セクシュアルハラスメント	職員の体を触る、手を握る、腕を引っ張る、抱き締める、必要以上に距離を詰める、ヌード写真や動画を片付けない/見せつける など
不当な要求	飲食物や金品等を持ち帰ることの強要、不要なケアの強要、謝罪の強要（土下座をさせる）、利用料金の値下げ など

① 利用料金

＜ 保健師・看護師が行う訪問看護 ＞ ※要支援1か2の場合

1単位=10.70円

1回あたりの所要時間	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護 I 1 (20分未満)	303単位	325円	649円	973円
訪問看護 I 2 (30分未満)	451単位	483円	966円	1,448円
訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)	794単位	850円	1,700円	2,549円
訪問看護 I 4 (60分以上90分未満)	1090単位	1167円	2,333円	3,499円
訪問看護 I 5 (1回20分) ※	284単位	304円	608円	912円

＜ 保健師・看護師が行う訪問看護 ＞ ※要介護1から5の場合

1単位=10.70円

1回あたりの所要時間	基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護 I 1 (20分未満)	314単位	336円	672円	1,008円
訪問看護 I 2 (30分未満)	471単位	504円	1,008円	1,512円
訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)	823単位	881円	1,762円	2,642円
訪問看護 I 4 (60分以上90分未満)	1128単位	1207円	2,414円	3,621円
訪問看護 I 5 (1回20分) ※	294単位	315円	630円	944円

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による実施

- 早朝、夜間加算 (6:00~8:00) (18:00~22:00) 所定単位数の25%加算
- 深夜加算 (22:00~6:00) 所定単位数の50%加算

② < 加算・減算について >

初回加算(Ⅰ)		350単位/月
初回加算(Ⅱ)		300単位/月
緊急時訪問看護加算		600単位/月
専門管理加算		250単位/月
特別管理加算	(1)在宅悪性腫瘍患者指導を受けている・留置カテーテル等を使用している場合	500単位/月
	(2)在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等	250単位/月
長時間訪問看護加算	(特別な管理を必要とする方に対し1時間30分以上の訪問看護を行った場合)	300単位/月
複数名訪問加算(30分未満)		254単位/回
複数名訪問加算(30分以上)		402単位/回
看護・介護職員連携強化加算		250単位/回
退院時共同指導加算		600単位/回
ターミナルケア加算		2500単位/月

③ 医療保険

		料金	1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円	
	週4日目以降	6,550円	660円	1,310円	1,970円	
	理学療法士等の場合	5,550円	560円	1,110円	1,670円	
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) (同一建物住居者)	週3日まで	同1日2人	5,550円	560円	1,110円	1,670円
		同1日3人以上	2,780円	280円	560円	840円
	週4日目以降	同1日2人	6,550円	660円	1,310円	1,970円
		同1日3人以上	3,280円	330円	660円	990円
	理学療法士等の場合	同1日2人	5,550円	560円	1,110円	1,670円
		同1日3人以上	2,780円	280円	560円	840円
訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えた外泊時)	入院中に1回 厚生労働大臣が定める 疾病等は入院中に2回	8,500円	850円	1,700円	2,550円	
緊急訪問看護加算 (1日につき)	月14日目まで	2,650円	270円	530円	800円	
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円	
難病複数回訪問加算	1日2回	同一建物1人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上	同一建物1人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
長時間訪問看護加算(週1回まで) (15歳未満の超重症児または準超重症児は週3回まで)		5,200円	520円	1,040円	1,560円	
複数名訪問看護加算						
看護師		同一建物1人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
看護補助者		同一建物1人	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物2人	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
看護補助者 (厚生労働大臣が定める場合)	1日1回	同一建物1人	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物2人	3,000円	300円	600円	900円
		同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
	1日2回	同一建物1人	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		同一建物2人	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		同一建物3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	1日3回以上	同一建物1人	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		同一建物2人	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
		同一建物3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円
夜間・早朝訪問看護加算(6~8時/18~22時)		2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算(22~6時)		4,200円	420円	840円	1,260円	

④ 訪問看護管理療養費

		料金	1割	2割	3割
訪問看護管理療養費1 (1日につき)	月の初日	7,670円	770円	1,540円	2,310円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
特別管理加算	重症度が高い	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	その他	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算(1月につき)		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(1月につき2回)		2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算(1月につき)		2,500円	250円	500円	750円
訪問看護医療DX情報活用加算(1月につき)		50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料(I)		780円	80円	160円	240円

⑤ ご希望により契約された場合に加算されます

24時間対応体制加算(1月につき)	6,800円	680円	1,360円	2,040円
情報提供療養費(1月につき)	1,500円	150円	300円	450円

⑥ ターミナルケア療養費

ターミナルケア療養費	療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

⑦ 営業時間外加算

営業時間外加算	2,000円
---------	--------

⑧ エンゼルケア

エンゼルケア	8,000円
--------	--------

⑨ 自費サービス

スタッフ・管理者へお尋ね、ご相談ください

⑩ 精神科訪問看護医療保険利用料金

		料金	1割	2割	3割	
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日まで (30分以上)	5,550円	560円	1,110円	1,670円	
	週3日まで (30分未満)	4,250円	430円	850円	1,280円	
	週4日目以降 (30分以上)	6,550円	660円	1,310円	1,970円	
	週4日目以降 (30分未満)	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (1日につき) (同一建物住居者)	週3日まで (30分以上)	同一日2人	5,550円	560円	1,110円	1,670円
		同一日3人以上	2,780円	280円	560円	840円
	週4日目以降 (30分以上)	同一日2人	6,550円	660円	1,310円	1,970円
		同一日3人以上	3,280円	330円	660円	990円
	週3日まで (30分未満)	同一日2人	4,250円	430円	850円	1,280円
		同一日3人以上	2,130円	220円	430円	640円
	週4日目以降 (30分未満)	同一日2人	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		同一日3人以上	2,550円	260円	510円	770円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ (在宅療養に備えた外泊時) 外泊中・1日につき	入院中に1回 厚生労働大臣が定める 疾病等は入院中に2回	8,500円	850円	1,700円	2,550円	
精神科緊急訪問看護加算 (1日につき)	月14日目まで	2,650円	270円	530円	800円	
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円	
精神科複数回訪問加算	1日2回	同一建物1人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上	同一建物1人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
長時間精神科訪問看護加算 (週1回まで) (15歳未満の(準)超重症児・15歳未満の特別管理加算対象は週3回まで)		5,200円	520円	1,040円	1,560円	
複数名訪問看護加算 (保健師又は看護師が、他の看護職員等と同行) 30分未満を除く						
看護師又は作業療法士と訪問 (週3日又は制限なし) 日に1回の場合	1	同一建物1人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
看護師又は作業療法士と訪問 (週3日又は制限なし) 日に2回の場合	1	同一建物1人	9,000円	900円	1,800円	2,700円
		同一建物2人	9,000円	900円	1,800円	2,700円
		同一建物3人以上	8,100円	810円	1,620円	2,430円
看護師又は作業療法士と訪問 (週3日又は制限なし) 日に3回以上の場合	1	同一建物1人	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
		同一建物2人	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
		同一建物3人以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
夜間・早朝訪問看護加算		2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算		4,200円	420円	840円	1,260円	

個人情報の使用について

当事業所が業務上知り得た利用者及びそのご家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用いたします。

1. 使用する目的

- 1-1. 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- 1-2. 利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供
- 1-3. 虐待や犯罪が疑われる際の通報時の情報提供
- 1-4. 感染症蔓延時、災害時等の緊急時の関係各所への情報提供

2. 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3. 使用する期限

サービスを利用している期間

4. 条件

- 4-1. 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- 4-2. 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと。

当事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり、重要事項説明書に基づき、重要事項の説明、及び個人情報使用目的について説明をしました。

【事業者】

事業者名 : 医療法人 吉村病院
所在地 : 福岡市早良区西新3丁目11-27

【事業所】

事業所名 : 訪問看護ステーションHonu
所在地 : 福岡市早良区西新3丁目11-18早良コーポ101号
管理者氏名 : 後藤 里美 印
説明者氏名 : 印

事業者が重要事項説明書に基づいて説明を行ったサービス内容及び重要事項の内容について同意しました。また、私（利用者）及び私の家族の個人情報については必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

令和 年 月 日

【利用者】

住所 :

氏名 :

印

【利用者家族】

住所 :

氏名 :

印 (続柄 :)

利用者は、身体の状態等により署名が出来ない為、利用者本人の意思を確認のうえ利用者に代わって、その署名を代筆しました。

【署名代筆者】

住所 :

氏名 :

(続柄 :)